



寒総第 203 号  
令和 4 年 10 月 31 日

寒川町情報公開制度運営審議会  
会長 飯野 守 様

寒川町長 木村 俊雄  
( 公 印 省 略 )

情報公開制度の運営に関する重要事項について（諮問）

このことについて、別紙のとおり寒川町情報公開条例（平成 11 年寒川町条例第 24 号）の一部改正を検討していることから、同条例第 24 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

（事務担当は、総務課行政管理担当）